

南房総中学校P T A会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は南房総市立南房総中学校P T Aと称し、事務局を南房総中学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、教育に対する会員相互の理解を深め、家庭、学校、地域社会が協力して、南房総中学校の教育の振興発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 成人教育を盛んにすること
- (2) 教育環境の整備に関すること
- (3) 生徒の福祉増進に関すること
- (4) 就学奨励に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認めること

第3章 会員

第4条 本会の会員は、生徒の保護者（父母またはこれに代わる者）及び本校教職員とする。

2 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第4章 会計

第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

第6条 本会の会費は、一会員月額400円とする。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 会員が死亡した場合は、香料10,000円及び花輪を贈り、弔意を表す。

第5章 総務委員及び役員

第9条 本会の業務の執行、活動全般の連絡・調整及び企画運営のため、総務委員をおく。

2 総務委員は、学年ごとに4名選出する。

3 総務委員の任期は、3年とする。また、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会に次の各号の役員をおき、内訳は括弧内のとおりとする。

- (1) 会長 1名（3年1名）
- (2) 副会長 3名（3年1名、2年2名）
- (3) 市PTA連絡協議会担当 2名（3年1名、2年1名）
- (4) 庶務 5名（1年4名、教職員1名）
- (5) 会計監査 3名（3年1名、2年1名、前会長）

2 役員は、総務委員の互選により選出し、総会で承認を得ることとする。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員の任務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会及び総務委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 市PTA連絡協議会担当は、市PTA連絡協議会に関する職務の一切を掌る。
- (4) 庶務は、本会の庶務一切を掌る。
- (5) 会計監査は、年1回以上会計を監査し、総会に報告する。

5 本会に顧問をおくことができる。

第6章 総会

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年年度当初に開く。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の過半数から会長に対して開催の要請があった場合、これを開くことができる

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 決算の承認
- (2) 予算の議決
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要と認める事項

第13条 総会の定足数は、会員の5分の1以上とし、委任状を認め、議決は出席者の過半数を必要とする。

第7章 総務委員会

第14条 総務委員会は、執行機関で、本会の業務を執行すると共に、活動全般の連絡・調整を図り、企画運営にあたる。

- 2 総務委員会は、第9条第1項に規定する総務委員、校長、教頭をもって構成する。
- 3 総務委員会は、随時開くことができる。

第8章 専門部

第15条 本会に、次の各号に掲げる専門部をおく。

(1) 研修部

各種研修会への参加及び研修会を企画、運営し、研修機会の確保、研修の充実を図る。

(2) 広報部

P T A広報紙の編集・発行により、会員及び地域への広報活動の充実を図る。

(3) 環境美化部

環境美化作業を実施することにより、校内美化及び教育環境の充実を図る。

(4) 保健体育部

P T Aバレーボールへの参加、充実を図る。

- 2 専門部の部員は、総務委員以外の会員の中から選出することとし、生徒が在学する3年間のうち1年間は必ず部員になることとする。
- 3 専門部の年度ごとの部員数は、総務委員会にて新入生の人数を把握した上、前年度の10月30日までに決定するものとする。
- 4 専門部の正副部長は、総務委員の互選により選出する。
- 5 専門部の会議は、随時開くことができるものとし、部長が招集する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条第2項に規定する総務委員の人数は、令和6年度、令和7年度は次の各号のとおりとし、内訳は括弧内のとおりとする。
 - (1) 令和6年度 18名（3年7名、2年7名、1年4名）
 - (2) 令和7年度 15名（3年7名、2年4名、1年4名）
- 3 第10条第1項第4号に規定する庶務の人数は、令和6年度、令和7年度は次の各号

のとおりとし、内訳は括弧内のとおりとする。

(1) 令和6年度 11名（3年3名、2年3名、1年4名、教職員1名）

(2) 令和7年度 8名（3年3名、1年4名、教職員1名）

4 第15条第2項に規定する部員の選出に当たっては、令和4年度または令和5年度に、旧千倉中学校で専門委員であった会員または旧白浜中学校の専門部の委員であった会員は、免除する。

5 第15条第3項の委員数の把握に当たっては、別紙「今後のPTA委員数検討資料」を参考に算出することとする。

6 本会則は、施行の日から2年以内を目途に見直しを行うこととする。